

平成30年度
粉じん業務に係る特別教育講習会開催のご案内

(一社) 小松労働基準協会
(石川労働局長登録教習機関)

粉じんにさらされる作業は、鋳業、窯業、鋳物業、金属製品、機械器具製造業、建設業など多くの産業にわたっています。

長期に粉じんを吸い続けると、「じん肺」という病気にかかることがあります。

労働安全衛生法のじん肺法では、特定粉じん作業員以外の粉じん作業員にも必要な教育を実施しなければならないと規定されています。

教育の必要な作業として、アーク溶接作業・金属等研磨作業・岩石等裁断等作業・ずい道建設工事作業等々があります。

つきましては、粉じんの有害性並びにその対策等の修得のため、当協会において下記のとおり法令に基づく特別教育を実施いたしますので、該当者の方は是非とも受講されますようご案内申し上げます。

【根拠法令】 (労働安全衛生法第59条3項、粉じん障害防止規則第22条)

日時・会場

(講習日程は、都合により変更する場合があります)

日程(1日間)	時間	会場
6月13日(水)	午前9時～午後4時	石川県立小松産業技術専門学校 小松市青路町130 TEL (0761) 44-1183

定員 20名 (定員になり次第締め切らせていただきます。)

受講料 会員 7,560円 (本体価格 7,000円 + 消費税8%)
非会員 9,720円 (本体価格 9,000円 + 消費税8%)

※受講料には、講習代・テキスト代・教材費が含まれます。

会員には、石川県内の労働基準協会(金沢・七尾・加賀・奥能登等)会員も含まれます。

テキスト改定があった場合、受講料を改定することがありますので、ご了承ください。

講習科目

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法 | 1時間 |
| (2) 作業場の管理 | 1時間 |
| (3) 呼吸用保護具の使用の方法 | 0.5時間 |
| (4) 粉じんに係る疾病及び健康管理 | 1時間 |
| (5) 関係法令 | 1時間 |
| (6) 粉じん業務に関する知識 | 1.5時間 |

申込方法

- ① 共通受講申込書に必要事項を記入のうえ、FAX・郵送・協会持参のいずれかの方法でお申し込み下さい。
- ② 受講料は **2週間前までに** 銀行振込か現金書留にて入金して下さい。
- ③ 受講票は講習開催日の10日程前に郵送いたします。

(一社) 小松労働基準協会

〒923-0804 小松市光町25

TEL (0761) 22-4232、FAX (0761) 22-4236

受講料銀行振込み先

北國銀行小松東支店 普通預金 34700

口座名：(社)小松労働基準協会

(振込手数料は申し込み者側にてご負担下さい)

【注】 受講者の変更または受講取り消しの場合は、できるだけ早くご連絡ください。
取り消しの場合は、下記の取り消し料金を申し受けます。

- ・講習日から2日以内の連絡 受講料の30%
 - ・講習日前日、講習日当日の連絡 受講料の50%
- (上記の日数には、土、日は除きます)

受付期間

開催日の14日前まで (なるべくお早めにお申し込みください)

その他留意事項

- (1) 本講習会には修了証を交付しますので、受領の印をお持ち下さい。
- (2) 受付は、午前8時45分から始めます。
- (3) テキストは、受付の際お渡しします。
- (4) 筆記用具を持参して下さい。
- (5) 昼食は、お弁当持参か近くの食堂でお取り下さい。

※ 申込み状況等 講習最新情報は下記ホームページでお知らせしております。
アドレス <http://komarouki.web.fc2.com/> 「こまろうき」でも検索可能